

○三次の酒で乾杯を推進する条例

平成25年9月30日条例第19号

三次の酒で乾杯を推進する条例

(目的)

第1条 この条例は、三次の酒による乾杯の習慣を広めることにより、酒造業その他関連産業の発展及び郷土愛の醸成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「三次の酒」とは、本市において生産された酒又は本市産の農産物を主な原材料とする酒をいう。

(市の役割)

第3条 市は、三次の酒による乾杯とその普及の促進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 三次の酒の生産等に関する事業を行う者は、三次の酒による乾杯とその普及を促進するために主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第5条 市民は、市及び事業者が行う三次の酒による乾杯とその普及に関する取組に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。